

災害廃棄物処理に向けた環境省の取組

令和7年5月20日



環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

1. 環境省の取組
2. 第5次循環型社会形成推進基本計画
と近畿地方環境事務所の事業

1. 環境省の取組

災害廃棄物処理の三原則(安全、スピード、費用への配慮)

災害廃棄物の処理は、被災した市民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って処理にあたることが重要。また、適切な分別を行う等、費用にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねない。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、分別・リサイクルを推進することは、安全・スピード・費用負担の改善につながる。

安全

- 住民の衛生環境や安全を第一に。
- 石綿含有廃棄物や危険物・有害廃棄物等（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧に処理を行う。

スピード

- 周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響を及している場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う。

災害廃棄物の 処理の三原則

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害前に対策を進めておくことは、被災地域の経済的負担を軽減することにつながる。
- 契約、予算執行等、膨大な量の事務作業が発生するので、早めに必要な人員を確保する。

災害廃棄物対策の推進



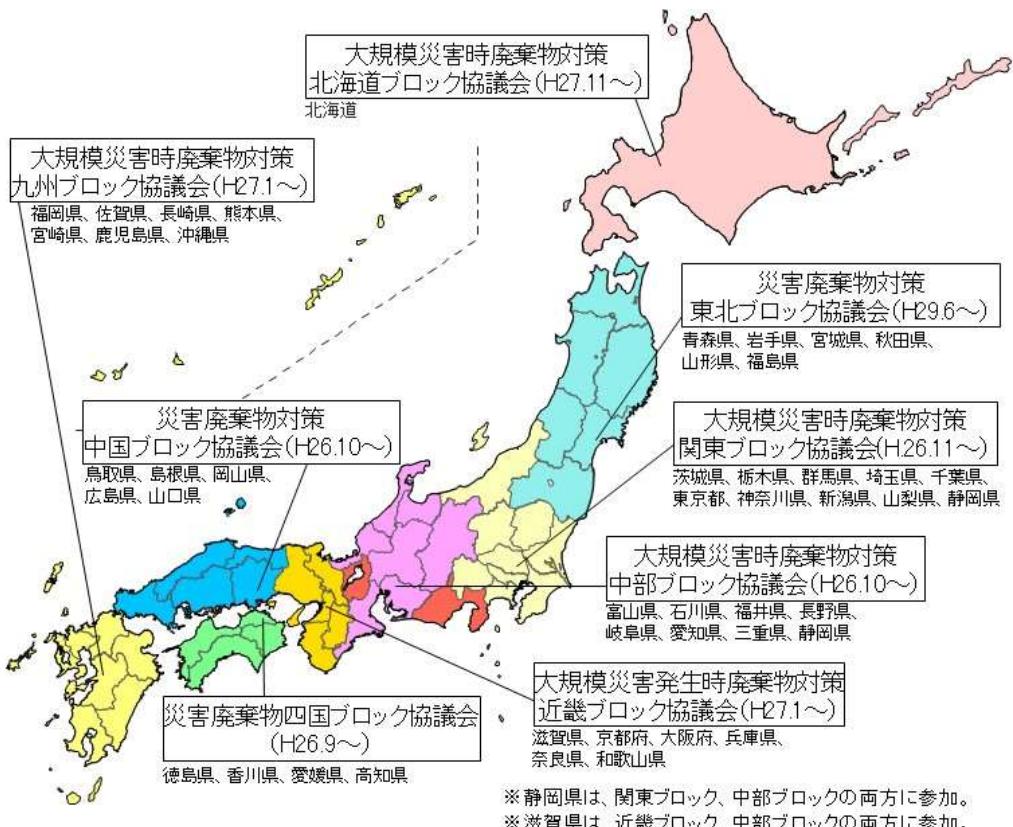
- ・ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証
- ・ 国内の災害廃棄物取組状況の調査
- ・ 廃棄物処理体制の整備(施設整備を含む)
- ・ ブロックを超えた連携の推進
- ・ 災害廃棄物処理に関する技術開発
- ・ D.Waste-Netによる支援体制の構築 など

- ・ 大規模災害における災害廃棄物対策行動計画の策定
- ・ 災害廃棄物対策の取組事例の共有
- ・ セミナーや人材交流等の人材育成 など

- ・ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定
- ・ 廃棄物処理体制の整備(施設整備を含む)
- ・ 人材育成・確保、災害協定の締結 など

地域ブロック協議会

- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、地域ブロック協議会を全国8箇所に設立。
 - 平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定、地域ブロックにおける共同訓練の開催、自治体への処理計画の策定支援や訓練への協力を実施。



【活動內容】

- ① 地域ブロック協議会の運営
 - ② 地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成
 - ③ 自治体等向けセミナー・見学の実施
 - ④ 自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
 - ⑤ 地域ブロックにおける共同訓練の実施
 - ⑥ 地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
 - ⑦ 発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録集等の作成

【構成】

- ・ 環境省
 - ・ 関係省庁の地方支部局
 - ・ 都道府県、主要な市町村
 - ・ 廃棄物処理事業者団体
 - ・ 地域の専門家 等

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

近畿における地域ブロック協議会の取組

概要

【設立】

平成27年1月

【目的】

近畿ブロックにおいて、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討し、行動計画策定に結び付けること

【構成員】

- 府県(6)、政令市・中核市(18)、推薦市町(9)
- 関係機関(近畿地方整備局、フェニックスセンター、大阪・兵庫・和歌山産業資源循環協会)(5)
- オブザーバー(近畿財務局、関西広域連合広域防災局、鳥取県、徳島県)(4)

【学識経験者】

- (座長)総合地球環境学研究所 教授 浅利 美鈴
◎3R研究財団 高田 光康 ◎神戸大学 准教授 田畠智博 ◎龍谷大学 講師 水原 詞治

令和7年度の主な活動予定

【1. 協議会運営・調査等】

- 協議会(2回)
- 府県WG・分科会(各3回程度)
- 政令市・中核市WG(1回程度)
- 政令市・中核市以外の市町村WG(1回程度)
- 有識者WG(1回程度)
- 民間団体との意見交換(2団体程度)
- 大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

【2. 人材育成】

- 初任者向け(1回)、課題別研修会(3回)

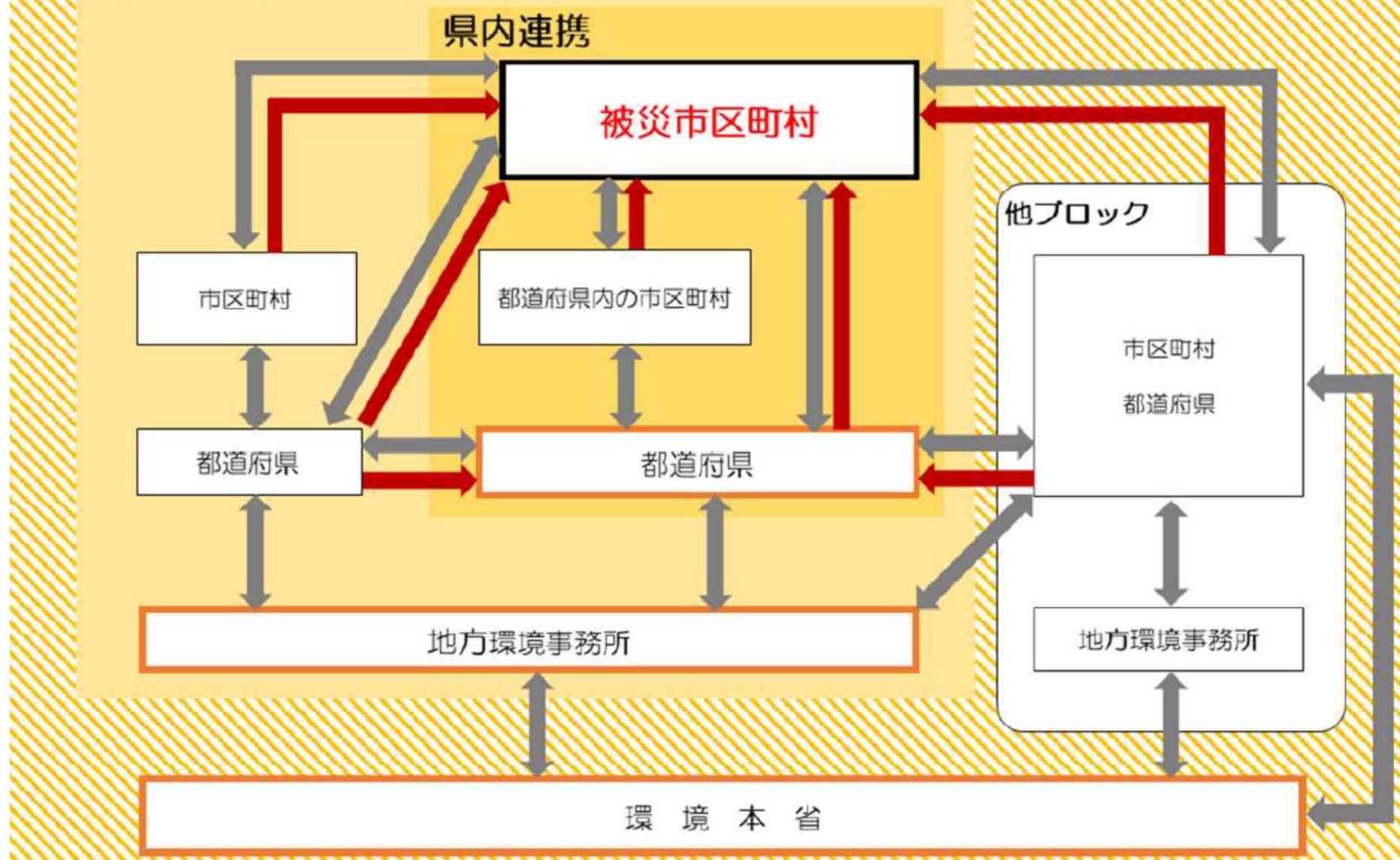
【3. 新規事業】

- 市町村災害廃棄物処理計画策定に係る支援
- 仮置場設置・運営訓練等の実施
- 能登半島地震災害廃棄物処理に係る現地視察
- 地域別出前講座の実施

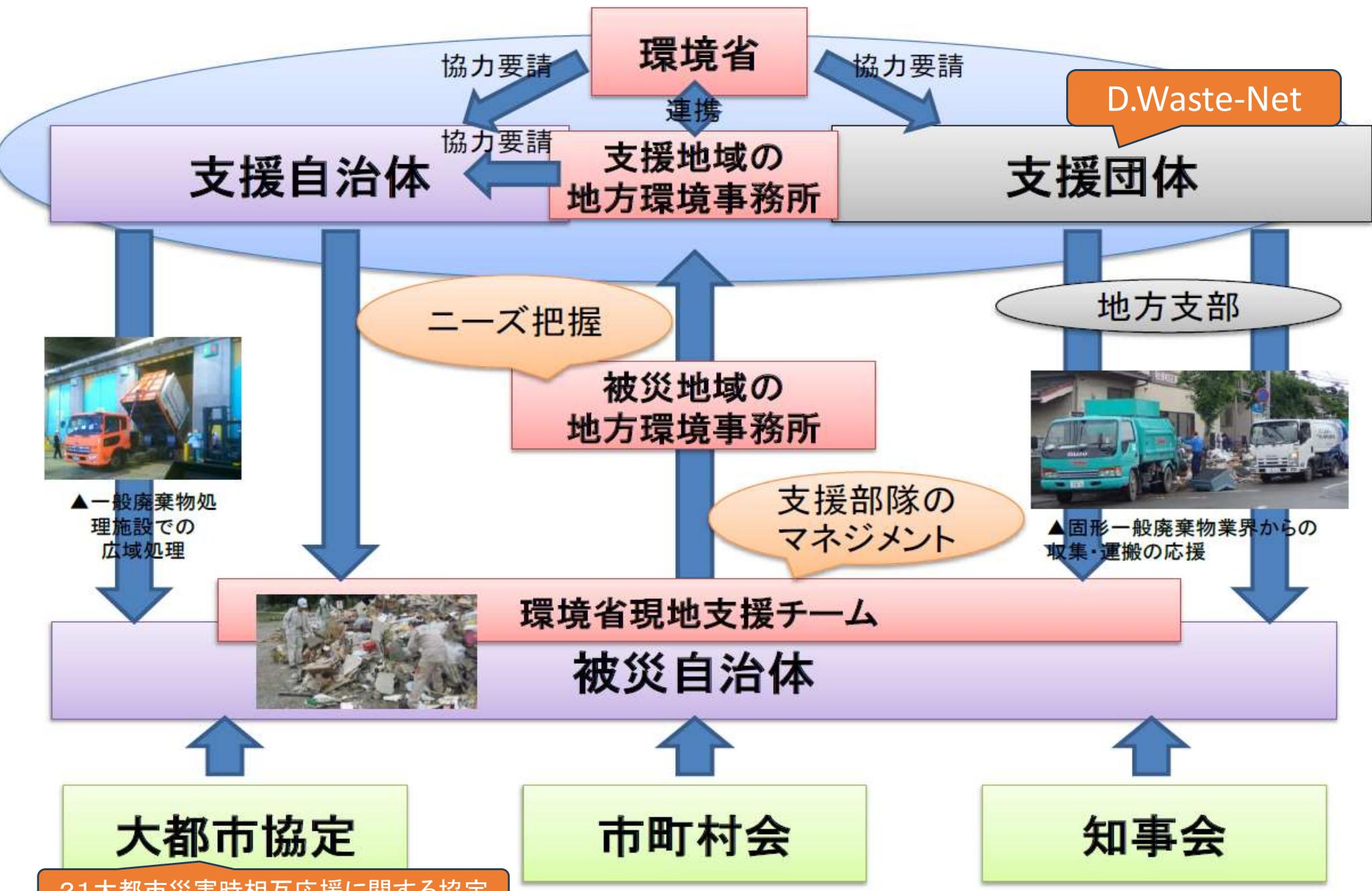
災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

地域ブロックをまたぐ連携

地域ブロック内連携



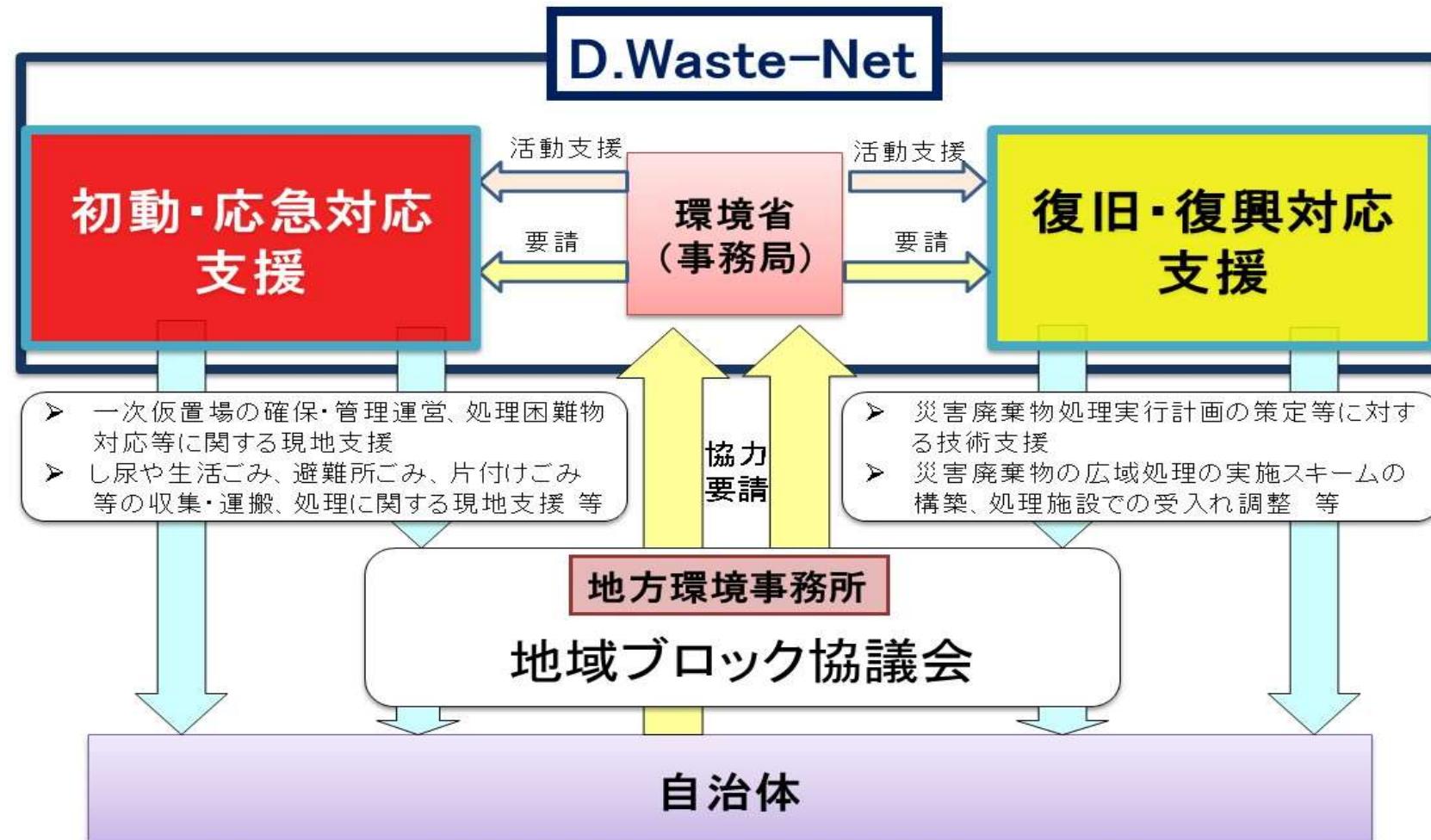
環境省による大規模災害時の自治体支援スキーム



災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の災害時の支援の仕組み

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上に繋げるため、研究専門機関や関連民間事業者などを中心とした人的なネットワーク。

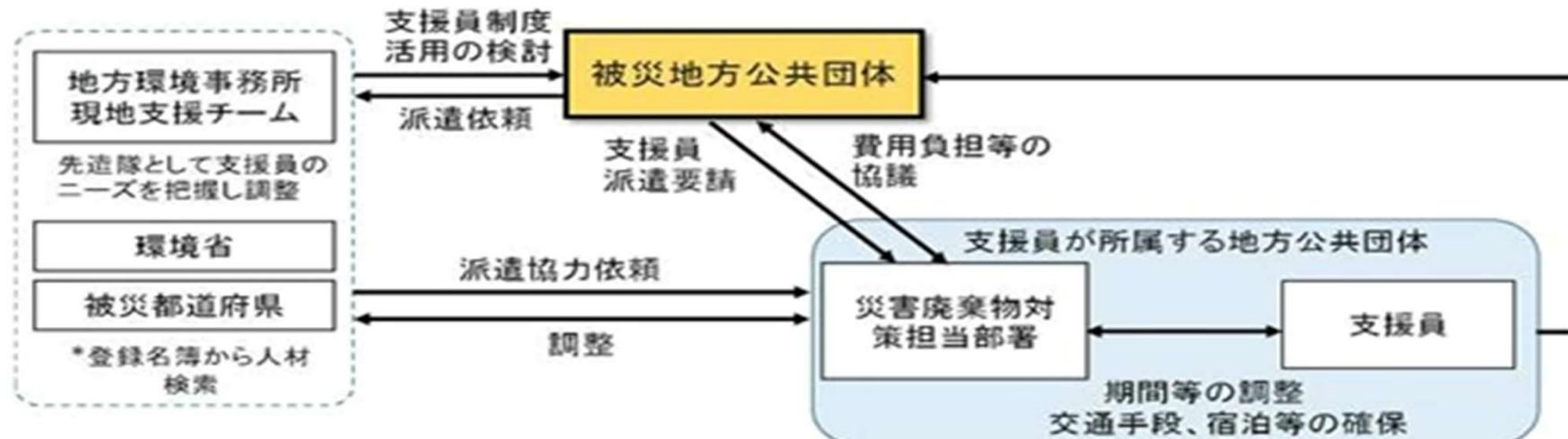
災害時は、初動・応急対応(初期対応)と復旧・復興対応(中長期対応)ごとに、人員や資機材の派遣などを行っている。



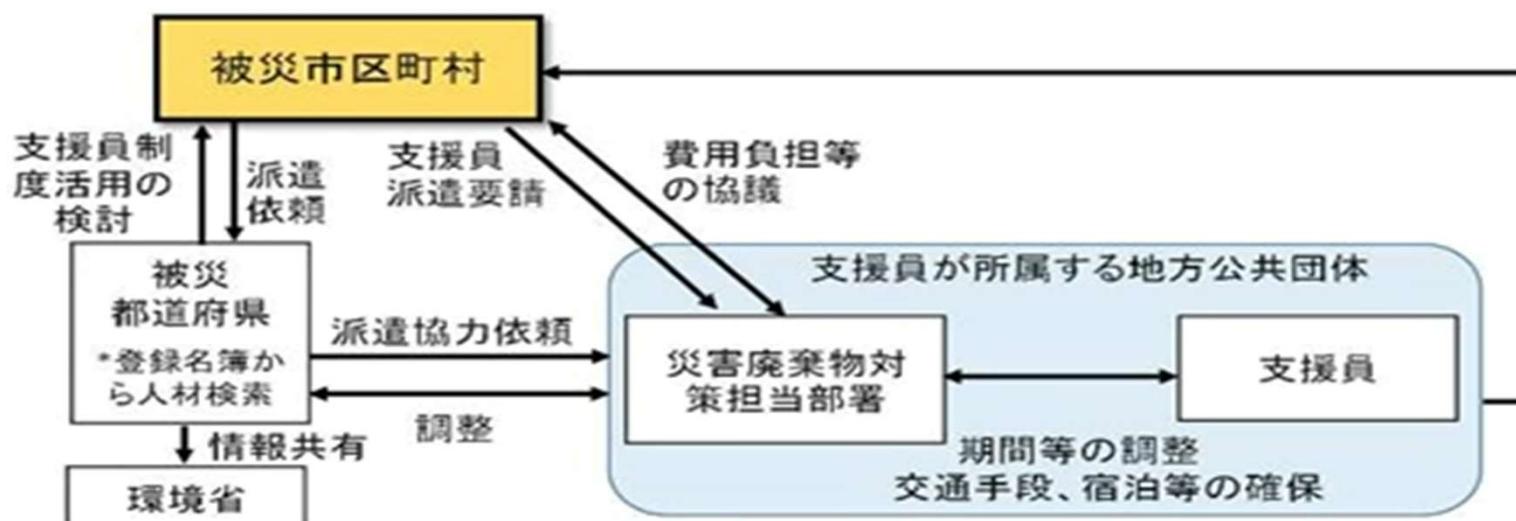
災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の構成員

初動・応急対応	復旧・復興対応
<p>(1)研究・専門機関 (研究機関・学会) ○(国研)国立環境研究所 ○(一社)廃棄物資源循環学会 ○(公財)廃棄物・3R研究財団</p> <p>(専門機関) ○(一財)日本環境衛生センター ○(公社)日本ペストコントロール協会 ○(公社)におい・かおり環境協会 ○(公財)自動車リサイクル促進センター</p> <p>(2)一般廃棄物関係団体 (自治体) ○(公社)全国都市清掃会議</p> <p>(民間) ○全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○(一社)全国清掃事業連合会 ○(一社)日本環境保全協会</p>	<p>(1)研究・専門機関 (研究機関・学会) ○(国研)国立環境研究所 ○(公社)地盤工学会 ○(一社)廃棄物資源循環学会</p> <p>(専門機関) ○(一財)日本環境衛生センター</p> <p>(2)廃棄物処理関係団体 ○(一社)環境衛生施設維持管理業協会 ○(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会 ○(一社)セメント協会 ○(公社)全国産業資源循環連合会 ○(一社)泥土リサイクル協会 ○(一社)日本環境衛生施設工業会 ○(一社)日本災害対応システムズ</p> <p>(3)建設業関係団体 ○(公社)全国解体工事業団体連合会 ○(一社)日本建設業連合会</p> <p>(4)輸送等関係団体 ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会</p>

災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の支援体制



【国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合の流れの例】



【被災都道府県内で制度を活用する場合の流れの例】



■ 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の制度概要

災害廃棄物処理を経験した自治体職員の現場視点での支援が復旧・復興に大きく貢献したことを受け、支援員情報(人数・専門性)を集約し、状況に応じた支援が行えるように制度化したもの。

具体的には、環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」として名簿に登録する。

災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣。

＜災害廃棄物処理支援員による活動内容＞

- 災害廃棄物処理方針、仮置場の運営・管理にかかる助言・調整等
- 補助金申請書類の作成、家屋解体撤去にかかる支援等



(環境省撮影)



(環境省撮影)



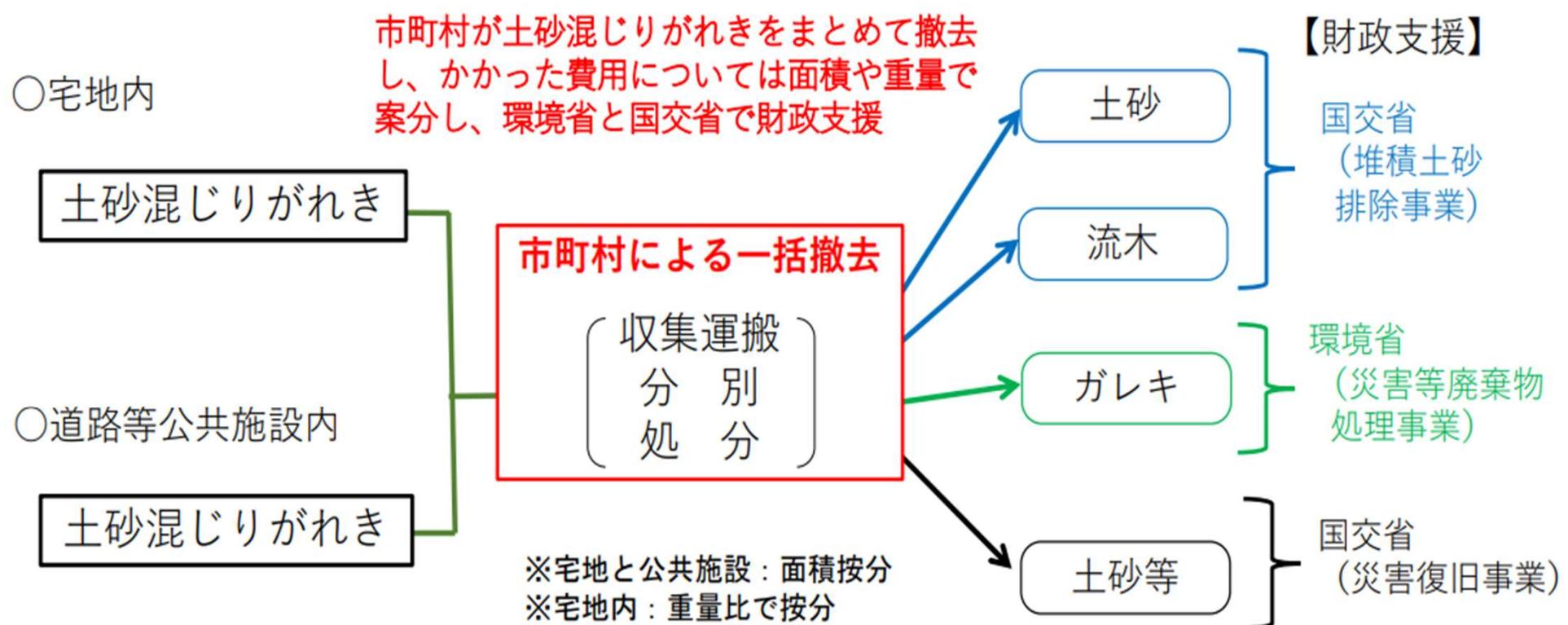
(写真提供:東京都)

国土交通省との連携(廃棄物・土砂一括撤去スキーム)

- 水害により、同一宅地内に「土砂（国交省所掌）」と「がれき（環境省所掌）」が混在して堆積する事態が発生。
- 市町村が、国交省と環境省に別々に申請し、撤去等の処理を分割発注することは非効率かつ不経済。
- 土砂混じりがれきの処理の遅れが、復旧・復興の遅れにつながる恐れ。

事業概要

- ・被災者の生活の早期再建に向け、国土交通省と環境省が連携して、廃棄物・土砂の一括撤去を支援。
- ・申請のワンストップ化や申請書類の簡素化により、被災市町村の事務負担を軽減。



2. 第5次循環型社会形成推進基本計画 と近畿地方環境事務所の事業

災害廃棄物処理計画の策定状況

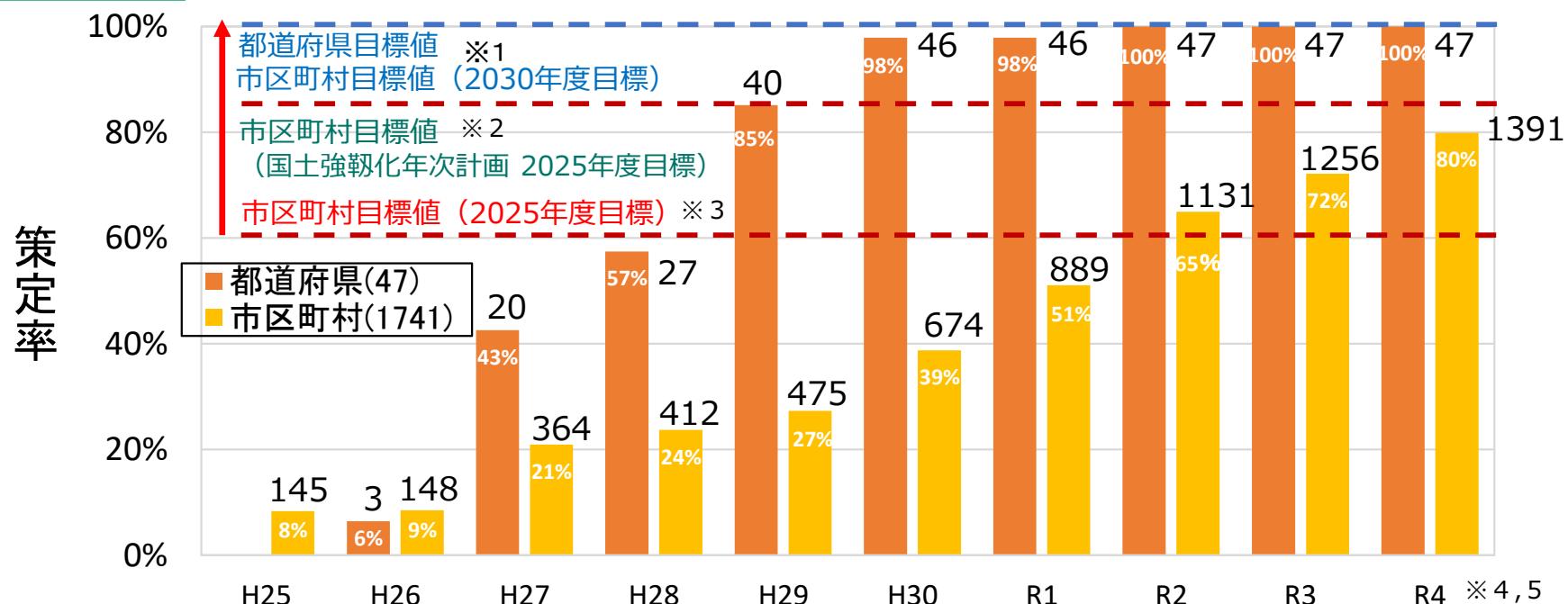
災害廃棄物処理計画について

市区町村

自ら被災することを想定し、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための災害応急対策・復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたもの

都道府県

被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え、災害応急対策・復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたもの



※1. 第5次循環型社会推進基本計画（案）に基づく2030年度目標（都道府県：100% 市区町村：100%）

※2. 国土強靭化年次計画2023に基づく2025年度目標（市区町村：85%）

※3. 第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市区町村：60%）

※4. 平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施※5. データの取得時点は各年度末

今後の施策課題

- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

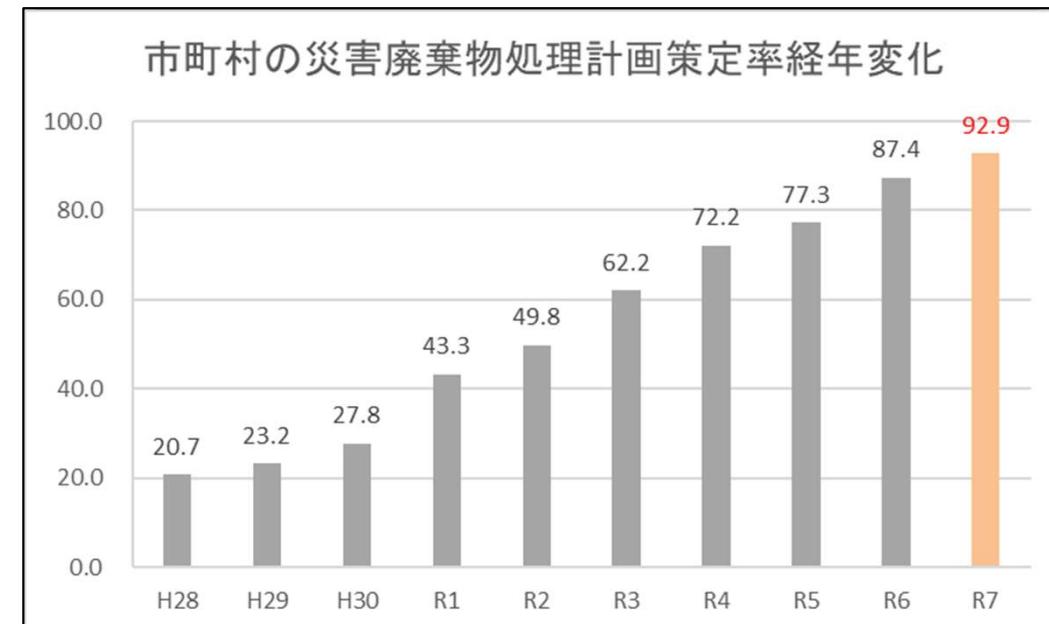
近畿ブロック市町村 災害廃棄物処理計画の策定状況(速報値)

2025年度(令和7年度)災害廃棄物処理計画 策定目標
[都道府県] 100% [市区町村] 60%

※ 第4次循環型社会形成推進基本計画による

表 災害廃棄物処理計画人口別策定率(令和6年度)

人口規模	近畿		
	市町村数	策定数	策定率
5万人未満	115	101	88%
5万人以上10万人未満	42	42	100%
10万人以上50万人未満	33	33	100%
50万人以上	8	8	100%
全体	198	184	92.9%



※1 近畿6府県の策定率は100%

※2 全国の策定率は集計中

第5次循環基本計画 循環型社会形成のための指標及び数値目標



今回の計画では、循環経済を全面に打ち出していることから、その取組の進捗を把握できる指標に重点化するとともに、ネット・ゼロの実現に向けた取組や生物多様性への負荷の状況を測る指標等を新たに追加。

循環型社会の全体像に関する物質フロー指標	数値目標(2030年度)	※参考 実績(2020年度)
資源生産性	約60万円/トン	約46万円/トン
一人当たり天然資源消費量	約11.0トン/人・年	約11.5トン/人・年
再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34%	約28%
入口側の循環利用率	約19%	約16%
出口側の循環利用率	約44%	約42%
最終処分量	約1,100万トン/年	約1,280万トン/年

循環型社会の全体像に関する取組指標	数値目標(2030年度)	※参考 実績(2020年度)
循環型社会ビジネスの市場規模	80兆円以上	約50兆円
循環型社会形成に関する国民の意識・行動	意識90% 行動50%	例) グリーン購入に対する意識: 75% 食材を無駄にしない料理の工夫等: 32%
循環経済への移行に関わる部門等由来の温室効果ガス排出量	—	—
カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント*	—	—

*エコロジカルフットプリント：人間の消費活動により生じたさまざまな地球環境への負荷を、その消費をまかうために必要な土地面積に換算した指標

重点分野別指標	
資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	1) 素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況 2) バイオマスプラスチックの導入量 3) リユース市場規模 4) 認定長期優良住宅のストック数
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	1) 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数 2) 地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況 3) 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合 4) 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合
資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行	1) 最終処分場の残余容量・残余年数 2) 不法投棄・不適正処理量等 3) 産業廃棄物処理量に対する電子マニフェストの捕捉率 4) 災害廃棄物対策の備えに関する指標
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	1) 特定有害廃棄物等の輸出入量 2) E-Scrapの輸出入量 3) 焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

災害廃棄物対策の備えに関する指標

- ・災害廃棄物処理計画策定率

2030年度までに都道府県100% 市町村100%

- ・災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率

2030年度までに都道府県100% 市町村60%

- ・災害廃棄物処理計画における水害の想定率

2030年度までに市町村60%

近畿地方環境事務所における令和7年度事業

1. 国有地等の仮置場候補地調査

- 令和4年度に国有地の仮置場等候補地としての要望を近畿ブロック管内の自治体から聴取し、138ヶ所の候補地をリスト化するとともに、順次、1ha以上、計10箇所程度の候補地において机上調査や現地調査を実施している。
- 令和7年度は全ての候補地の所有者・管理者を調査・整理するとともに、その中から10箇所程度の候補地を絞り込み、机上調査や現地調査を実施する。
- 調査にあたっては、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両通行の可否、活用可能な面積、保管容量等の確認を行い、仮置場を運用する際の条件整理及び評価を行う。

2. 環境省本省調査結果を活用する調査

- ①災害廃棄物処理計画の策定状況等
 - ②災害時相互協定
 - ③災害廃棄物処理に関する研修・訓練
 - ④廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況
 - ⑤住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）
 - ⑥社会福祉協議会との平時からの連携体制
 - ⑦収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数
- 以上の項目等を参考に全国と近畿圏の進捗状況等について整理する。

3. ワーキンググループ及び意見交換会等の実施

- ブロック協議会（2回、うち1回は書面開催）
- 府県（3回程度）、政令市・中核市（1回程度）、政令市・中核市以外の市町村（1回程度）、有識者（1回程度）を対象としたワーキンググループを開催する。府県については、状況に応じて分科会を設け2回程度開催する。
- 民間団体等と個別に2回程度意見交換を実施する。

4. 大規模災害時の大坂湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理検討

発災時の大坂湾圏域の災害廃棄物処理（埋立等）の方針や具体的な方法について、府県担当者や大阪湾フェニックスセンターと検討・確認し、共有する。

5. 人材育成事業

- 1) 初任者向け災害廃棄物処理説明会
府県及び市町村の新任担当者等を対象に初動対応から補助金申請まで、災害廃棄物処理事業の基礎的な内容に関する勉強会を出水期前に1回開催する。
- 2) 課題別研修会
自治体職員向け1回、近畿ブロック内人材バンク登録者向け2回実施する。

近畿地方環境事務所における令和7年度事業



以下、令和7年度からの新規事業

6. 市町村災害廃棄物処理計画策定に係る支援

近畿ブロック管内で計画未策定の市町村（7市町村）を対象に、能登半島地震における災害廃棄物、し尿処理等において明らかになった課題や教訓、頻発する水害への対応等も踏まえ、実効性のある計画案が策定されるよう支援する。

7. 仮置場設置・運営訓練等の実施

近畿ブロック管内の自治体（6自治体程度で複数の自治体等による共同実施を含む）が実施する災害廃棄物仮置場や集積所の設置、運営等に伴う演習、またはワークショップ及び実地訓練について、その実施や運営を支援する。

8. 能登半島地震災害廃棄物処理に係る現地視察

自治体等の災害廃棄物担当者の知見等の向上を目的に、石川県奥能登地方における災害廃棄物仮置場での運営管理、また分別や選別、破碎等の処理の状況について現地視察を行う。

<実施概要>

- ① 実施時期：令和7年5月28日（前日27日と後日29日に研修を実施）
- ② 観察行程：JR金沢駅～珠洲市仮置場～輪島市仮置場～JR金沢駅
- ③ 移動手段：貸切りバス（観察者はJR金沢駅に集合、解散）
- ④ 観察対象：近畿ブロック管内自治体及び一部事務組合の担当職員

9. 地域別出前講座の実施

令和5、6年度に個別市町村等を対象として、近畿環境事務所が独自に実施してきた災害廃棄物対策出前講座について、令和7年度は協議会業務として、各府県の地域別に複数の市町村等を対象に1地域当たり2～3時間の内容で実施する。